

# 新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

令和8年4月1日

一般社団法人 岐阜県LPガス協会

## 第一章 総則

### 1 目的

本計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、一般社団法人 岐阜県LPガス協会(以下「県協会」という。)における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民生活及び県民経済の維持に努める。

### 2 基本方針

県協会は新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、社会維持機能に関わる事業者として自覚のもと、LPガスの供給途絶の事態が生じないよう業務継続に努めるものとする。

### 3 発生段階の定義

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、本業務計画では、県行動計画で定める発生段階に準じ、段階に応じて実施するものとする。

### 4 事業継続計画の周知

県協会は新型インフルエンザ等に対する事業継続計画(以下「BCP」という。)を必要に応じて見直し、会員に周知徹底するよう努める。

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 1 平時における連絡体制及び関係機関との連携

県協会は、BCPに基づき連絡体制の整備に努めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者等と連携し、平時から情報交換、連携体制等の確認に努めるとともに、事業継続に向けた準備を行うものとする。

### 2 対策本部の設置

国、地方公共団体に対策本部が設置された時は、県協会に新型インフルエンザ等対策本部(以下「県協会対策本部」という。)を設置し、会員への連絡体制を強化するとともに、事業継続に向けた人員体制等について検討するものとする。

## 第三章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 1 対策段階ごとの対策

#### (1) 準備期の対策

BCPに基づき新型インフルエンザ等対策の体制整備、事前準備を行うとともに必要資材の確保等について必要な措置を講ずる。

#### (2) 初動期の対策

国、地方公共団体及び関係事業者等からの情報等により、各地域の感染動向を踏まえつつ、第二波に備え事業継続のための体制を整えるよう努める。

### 2 情報の収集、提供

国、地方公共団体及び関係事業者等から提供される情報を収集し、会員に周知徹底するよう努める。

- ① 県協会は、関連機関または（一社）全国LPガス協会から随時提供される情報を収集し、会員に対して注意喚起に努める。
- ② 県協会は、会員又はその家族等の罹患状況等について把握するよう努め、人員体制等を検討する。

### 3 関係機関との連携

国、地方公共団体、関係事業者等と連携し、LPガス供給途絶の事態が生じないように、事業継続に努める。

### 4 感染対策の検討の実施

会員における感染対策について検討を行うとともに、安全対策に努める。

## 第四章 その他

### 1 教育・訓練の実施

- ① 事務所内の従業員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知に努める。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務が適切に実施されるよう、必要に応じて新型インフルエンザ等対策についての訓練を行う。

## 2 業務計画の見直し

必要に応じて本業務計画の見直しを行い、実践的かつ効果的な方法等を検討する。

### — 附 則 —

(施行期日)

この計画は、令和8年4月1日から施行する。

一般社団法人岐阜県LPガス協会  
新型インフルエンザ等対応計画（BCP）

1. 基本方針

新型インフルエンザ等の流行により協会事務局が重大な被害を受け通常業務の遂行に支障が発生した場合は、職員に感染防止を最優先するとともに、ライフラインに係る地方公共機関の使命として、公的拠点施設ならびに消費者へのエネルギー応急供給に努力する。

同時に、会員事業者の安全確認と、感染発生時はその二次感染の防止に努める。

しかる後、感染発生時には、所定期間の自宅待機が求められることから、ライフライン確保の観点から会員事業者のLPガス供給途絶が発生しないよう努める。

なお、いかなる局面においても「人命」を第一義として行動する。

2. BCP発動の基準

国、地方公共団体が当地域内に発出する感染対策の措置、宣言等に対応し発動する。

3. 対策本部の設置

必要に応じ対策本部を協会事務所に設置する。ただし、協会事務所に設置できない場合は会長会社または中核充填所等への設置を考慮し、併せて事務職員の在宅勤務等の体制を整備する。

4. BCP発動時の組織体制と指揮命令系統

協会長を対策本部の長とするが、感染状況等により任に当たれないときは、職位上席者から代行し、すべての権限を一時引き継ぐ。

5. 応急供給への対策

- ① ライフラインに係る地方公共機関の使命として、行政の新型インフルエンザ等対策本部、病院等の公共施設など、公的部門へは可能な限り供給途絶が起こらない対応策を講じる。
- ② 所定期間の自宅待機（外出禁止）を求められる消費者に対して供給途絶が発生しない対策を講じる。ただし、職員の感染状況や地域の感染状況、会員事業者の業務稼働状況によって困難な場合も想定しておく。

6. 被害想定

- ① 感染エリア拡大により外出禁止や公共交通機関の運行停止などが想定され、LPガスの仕入れの停滞、また配送要員の不足や出勤率が低下してくる可能性もあることから、中核充填所等を中心とした事業者間の調整を行うことも想定される。
- ② 職員の家族に感染者が発生した場合、または濃厚接触者となった場合は、その職員は自宅待機（所定期間）とする。

## 7. 対外的な情報発信および情報共有

- ① 感染が発生した場合、全職員の安否確認、情報収集、正副会長への伝達、広報体制の確立に努める。
- ② 対外連絡の対象先は、県担当課・(一社)全国LPガス協会・高圧ガス保安協会・業務受託団体・各県協会・各支部とする。

## 8. 感染発生時

対策本部は、感染者が会員事業者及びその従業員等と、講習事業あるいは対面等の接触があった場合は、保健所等の指示に従い状況把握に努めるとともに、会員事業者間の相互連絡・協力体制の整備と感染拡大防止対策の構築に努める。

## 9. 生命の安全確保

- ① 感染発生時には、事務所来客の感染拡大防止を最優先する。
- ② 職員の居住地区が感染地区に指定された場合は、協会へ自分自身の状況報告と家族、親族等の安否の報告を行い、対策本部の指示に従うことを原則とする。

## 10. 感染拡大の防止

- ① 感染発生時においては、事務所及び車両等の関連設備の消毒を毎日行う。
- ② 感染の恐れがある来客を断る等の対策をとる。
- ③ 状況によっては、事業停止等の対応も検討する必要性が生じると想定される。

## 11. 地域との協調・地域貢献

- ① 感染が発生したエリアを通過した場合は、まず自身の安全を図り、それ以降は対策本部の指示に従うことを原則とする。
- ② 事務所の地域周辺の消毒作業等の協力を求められた場合その対応を最優先する。
- ③ 対策本部は、自治体から応援の要請があった場合、その内容を職員に連絡して最優先で活動に当たらせる。

## 12. 備蓄、救命品、家庭における対策

- ① 事務所に水と食料のほか、マスク・消毒薬等の防護対策備品、災害対策機器等を備蓄しておく。また、職員には自宅に水・食料の備蓄を指示する。
- ② 職員に緊急連絡先、新型インフルエンザ等発生時の行動基準を周知しておく。

## 13. 情報共有と是正措置

日頃より職員間で感染対策に関する知識と情報共有に努める。

また業務計画ならびにBCPについて、改善が必要な項目については、直ちに対応する。

※付則 1.この計画は、令和8年4月1日から施行する。